

## (別添4)

### 新宿御苑工事作業心得要領

環境省新宿御苑管理事務所

#### (目的)

第1条 新宿御苑内において実施する工事について、来苑者及び工事の安全を確保し、且つ、工事の進捗を図るため本要領を定める。

#### (対象範囲)

第2条 本要領は、工事請負者を対象とする。

#### (工事請負者及び作業員)

第3条 工事請負者は、従事する職員及び、作業員の人数を新宿御苑管理事務所に毎日書面を持って報告するものとする。

#### (工事請負者の職員及び作業員の義務)

第4条 工事に従事する職員及び作業員は、次の事項を厳守するものとする。

1. 苑内では定められた腕章を常時つけるものとする。
2. 休憩時間中は新宿御苑管理事務所が指定する場所を使用するものとする。
3. 来苑者に不快感を与えるような服装及び、妄りな行為は慎むものとする。
4. 来苑者とのトラブルは絶対に起こしてはならない。  
万一生じた場合は、直ちに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
5. 職員及び作業員の入退苑は、原則として定められた工事用門を使用するものとする。

#### (建設機械器具及び車両)

第5条 工事等請負者は苑内で使用する建設機械器具及び、車両(以下「車両等」という。)の種別、型式、運転手等の一覧表を作成し、新宿御苑管理事務所の承認を得るものとする。

#### (通行証)

第6条 第5条の車両等には、新宿御苑管理事務所が貸与又は指示する様式の通行証を常時掲出するものとする。

1. 通行証は、車両等の外部から一目で確認できる箇所に明示するものとする。
2. 通行証は、他の車両に転用してはならない。  
やむを得ず車両等を変更する場合は、その都度新宿御苑管理事務所の承諾を得るものとする。
3. 貸与された通行証は、工事完了後速やかに新宿御苑管理事務所に返却するものとする。  
また、新宿御苑管理事務所の指示により作成した通行証については、工事完了後速やかに処分するものとする。

#### (車両等の義務)

第7条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 車両等は、原則として低振動、低騒音型を使用するものとする。
2. 機械による掘削は事前に新宿御苑管理事務所職員の立会いの上地下埋設物の有無を確認してから行うものとする。
3. 車両等の苑内走行は、定められた経路及び、速度を守り、来苑者の安全確保には十分留意するものとする。

4. 車両等の走行に当たっては、緊急且つ、やむを得ない場合を除き警笛は使用しないものとする。
5. 車両等は、苑路以外の場所に侵入してはならない。  
やむを得ず進入する場合は、新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
6. 車両等の駐車は、指定された場所以外では行わないこと。  
やむを得ない場合は、その都度新宿御苑管理事務所の指示を得るものとする。
7. 車両等の入退苑は、原則として定められた工事門を使用するものとする。

(作業時間)

第8条 作業時間は原則として午前8時30分から午後5時までとし、この時間外の作業を行う場合は事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

(祝日等の作業)

第9条 祝日は原則として作業は行わないものとする。また土、日曜日に行う作業は騒音、塵埃の少ないものとする。

(現場管理)

第10条 工事に当たっては、次の事項を厳守するものとする。

1. 請負者は工事着手に先立ち、新宿御苑管理事務所と協議の上工事門を設置し、必要に応じ警備員を配置するものとする。
2. 工事現場は原則として、保安柵又はシート等で囲みその中で作業を行うこととする。
3. 請負者は入苑者が工事現場に立ち入らぬよう注意看板を設置するものとする。
4. 請負者は、工事に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度新宿御苑管理事務所と協議の上、迂回指導板を設置するものとする。
5. 工場用資材置場は新宿御苑管理事務所の指定する場所を使用し、必ずシート等で覆うなどして、盗難にあわぬよう注意するものとする。
6. 工事現場及びその付近は、常に整理整頓を行うものとする。

(安全管理)

第11条 請負者の現場責任者は、工事現場の安全対策に万全を期するものとし、次の事項を厳守するものとする。

1. 工事現場において万一事故が発生した場合は、速やかに新宿御苑管理事務所に報告するものとする。
2. 危険物の取扱いは必ず危険物取扱責任者が行うものとする。
3. 工事現場における火器の使用は、工事目的に直接使用する場合に限るものとし、目的以外のために使用する場合は、事前に新宿御苑管理事務所の許可を受けその指示に従うものとする。

(その他)

第12条 請負者の現場責任者は、新宿御苑管理事務所との連絡を密にし、現場の円滑な運営に努めるものとする。

第13条 請負者は上記の事項について、工事に従事する職員及び作業員全員に周知徹底させるものとする。